

◆都市計画法第53条許可申請に係る許可の基準（都市計画法第54条）

| |
|---|
| 申請する建築物が次に掲げる要件に該当すると認められるもので、 容易に移転し、又は除却できるもの。 |
| 1 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。 |
| 2 主要構造部 （建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造 、その他のこれらに類する構造であること。 |

◆都市計画法第53条許可申請に係る提出書類一覧

| | 書 類 | 注 意 事 項 |
|----|-------|---------------------------------------|
| 1 | 許可申請書 | |
| 2 | 誓約書 | |
| 3 | 位置図 | 都市計画図等（縮尺1／10,000程度） |
| 4 | 案内図 | 都市計画図等（縮尺1／2,500程度） |
| 5 | 公図 | 写し可 |
| 6 | 配置図 | 縮尺1／500以上 都市計画道路の計画線を記入 |
| 7 | 平面図 | 縮尺1／200以上 都市計画道路の計画線を記入 |
| 8 | 立面図 | 縮尺1／200以上 2方向以上 都市計画道路の計画線を記入 |
| 9 | 断面図 | 縮尺1／200以上 縦・横2面以上 都市計画道路の計画線を記入 |
| 10 | 委任状 | 代理人に申請手続きを委任する場合 |

※正副2部提出